

〈 放課後放課後子供教室 Q&A 〉



◆手続きについて◆

Q1 参加する場合は、登録が必要ですか？

A 事前の登録が、必ず必要です。登録申込書を配布しますので提出してください。
なお、登録は毎年必要になります。次年度も希望する場合は、更新の案内をしますので再度提出をお願いします。

Q2 登録申込書を提出してから参加できるまでの期間は、どの位ですか？

A 各月1日～15日までに提出した場合 → 翌月の1日から参加可能
各月16日～月末までに提出した場合 → 翌月の15日から参加可能
となります。

ただし、年度更新時、新規開設時、新1年生の場合は、この限りではありません。
別途、ご案内します。

Q3 年度途中で登録する場合はどのようにすればよいですか？

A 放課後子供教室に登録申込書があります。
必要事項を記入の上、平日午後2時30分から4時30分までに、放課後子供教室に提出してください。
※提出先は放課後子供教室になり、児童が提出することもできます。

Q4 「参加カード」を紛失した場合は、どのようにすればよいですか？

A 放課後子供教室にご連絡ください。新しい参加カードをお渡しします。
記入欄がいっぱいになった場合なども放課後子供教室にご連絡ください。

Q5 放課後子供教室への連絡や質問などは学校へ連絡するのですか？

A 放課後子供教室または社会教育課へご連絡ください。
学校とは別の事業になりますので、学校には連絡しないでください。

◆参加について◆

Q6 新1年生は、いつから放課後子供教室に参加できますか？

A 新1年生は、入学後に下校時の安全を目的に集団下校指導を実施しているため、その期間中と保険加入手続きの完了までは参加できません。
新1年生の参加開始日は、入学後に別途、通知します。

Q7 人数の制限はありますか？

A ありません。

Q8 当日の参加は可能ですか？

A 事前に登録が済んでいて、「参加カード」があれば当日の参加は可能です。
(放課後子供教室に参加するためには、事前に登録する必要があります。)
参加する日の朝に「参加カード」に保護者のサインを記入して、お子さんに持たせてください。お子さんは「参加カード」を持って放課後子供教室で受付をして参加します。

Q9 定まった曜日の参加でなくてもよいでしょうか？

A 自由に参加できます。
お子さんと話し合って希望する日に参加してください。
※参加する曜日の登録や予約等は必要ありません。
※月に1回でも、不定期でも参加できます。

Q10 欠席する場合に連絡する必要はありますか？

A 欠席の連絡は必要ありません。また、放課後子供教室から出欠の確認はしません。
放課後子供教室は事前に登録していれば自由に参加することができます。参加については、保護者とお子さんでよく話し合って決めてください。

Q11 「参加カード」を忘れた場合に参加できますか？

A 参加できません。
保護者のサインがある「参加カード」の提出により、参加について保護者とお子さん
で話し合われていること、保護者の了承を得ていることを確認します。
放課後子供教室の安全・安心な運営のため、ご理解をお願いします。

Q12 小学校の児童ではない兄弟（幼稚園児や中学生）は参加できますか？

A 対象児童は実施小学校に在籍している児童となっていますので、参加できません。

Q13 一度帰宅してから参加することはできますか？

A 放課後に学校から直接参加していただきます。
一度帰宅してから参加することはできません。
なお、長期休みや振替休日等の学校休業日は、昼食のために1回だけ帰宅することができます。

Q14 学校休業日の午前または午後の2、3時間の参加は可能ですか？

A 参加できます。午前のみ、午後のみ参加も可能です。
ただし、昼食以外の理由で1回帰宅した場合、再度参加することはできません。

Q15 自転車で放課後子供教室に行くことはできますか？

A 学校休業日であっても、自転車で来ることはできません。

Q16 夏休みなど早めに着いた場合、開始時間前に入室できますか？

A 準備などがあり、開始時間前の入室はできません。
開始時間に合わせて来てください。

Q17 子供が放課後子供教室に参加していないとき、保護者に連絡はありますか？

A 連絡することはできません。
放課後子供教室は自由に参加することができるため（登録は必要です。）、事前に個々
のお子さんの参加の予定を把握することができません。（お子さんが当日受付をして初
めて参加したということがわかります。）
なお、参加状況について放課後子供教室にお問合せいただければ、お答えします。

Q18 予定していた帰宅時間に急遽、帰宅できない場合、放課後子供教室に留まりますか？

A 午後5時以降（11月～2月は午後4時30分以降）は放課後子供教室に留まること
はできません。そのような場合にどのように対応するかなど、もしものときのルール
作りやお子さんとの話し合いを事前にしておいてください。

- Q19** 午後5時以降は児童会で預かってもらえるのでしょうか？
A 放課後子供教室は午後5時（11月～2月は午後4時30分）までです。児童会に入会していない場合は、帰宅となります。
- Q20** 入室の際の健康観察で発熱等体調不良が分かった場合はどうなりますか？
A 体調不良の場合は参加できません。
その場合、放課後子供教室の職員が保護者に連絡をとり、その後、帰宅となります。
- Q21** 参加受付後に習い事に行き、習い事終了後に、再度参加することはできますか？
A 習い事を含めて学校の外に出る場合は帰宅の扱いとなりますので、再度参加することはできません。
- Q22** 放課後子供教室の参加中にけがをして、病院を受診する場合「子ども医療費助成受給券」は使用できますか？
A 使用できます。
放課後子供教室では傷害保険に加入しています。万が一のけがなどの際は、放課後子供教室へご連絡ください。
なお、学校の管理下ではないため、学校の保険（日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度）は対象外となります。

◆帰宅について◆

- Q23** 途中で帰ることはできますか？
A 途中で帰ることはできます。
参加する前に保護者とお子さんで帰る時間や対応等を十分に話し合ってください。
放課後子供教室の職員から、平日は30分ごと（学校休業日は1時間ごと）に声かけをするなど時刻のお知らせをしますが、個別の帰宅時間の管理や指導は行いません。
- Q24** 帰宅時の見守りはありますか？
A 帰宅の付き添いなどは行いません。保護者とお子さんでお迎えの必要や帰り道の確認、寄り道をしないなど話し合ってください。
※午後5時（11月～2月は午後4時30分）の帰宅においては、方面別に集団で帰宅していただきます。

◆持ち物について◆

- Q25** 水筒を持っていくことはできますか？
A 水筒は持参できます。特に夏季は多めにお持ちください。
- Q26** 携帯電話やスマートフォンを持たせることはできますか？
A 基本的には持ち込めません。禁止事項は学校のルールに準じます。
- Q27** 現金を持たせることはできますか？
A 持ち込めません。
- Q28** 個人的に本やおもちゃ、ゲームを持っていくことはできますか？

A 持ち込めません。禁止事項は学校のルールに準じます。

Q29 おやつを持っていくことはできますか？

A 持ち込めません。

Q30 お弁当や軽食を持っていくことはできますか？

A 夏休みなどの長期休業日で一日参加する場合や給食なしの日は、お弁当と水筒をお持ちください。昼食時間以外にお弁当や軽食を食べることはできません。
なお、食物アレルギーがあるお子さんもおられるので、他のお子さんとのお弁当の交換などはしないよう、お子さんにお話してください。

Q31 お弁当を食べる場所がありますか？

A 空調設備のある教室で食べていただきます。
なお、長期休みや振替休日等の学校休業日は、昼食のために1回だけ帰宅することができます。

◆管理体制等について◆

Q32 職員は、児童何人に対して何人ですか？

A 職員は、活動場所や内容に応じて配置します。
また、参加児童数が多く見込まれる場合など、状況に応じて適宜、増員します。
※放課後子供教室には、参加児童数に対する配置職員数の基準や定め等はありません。

◆放課後児童会（学童保育）関係◆

Q33 現在、児童会に入会しています。放課後子供教室と両方登録できるのでしょうか？

A できます。

児童会に入会している児童についても、「習志野市放課後放課後子供教室登録申込書」を提出し、登録することで、放課後子供教室に参加することができます。

Q34 児童会に入会している児童が児童会を利用せず、放課後子供教室のみに参加する場合は、どのような流れになりますか？

A 児童会を利用しない日と同様に、利用しない旨を児童会の連絡帳に記載し、児童会の支援員へ見せておやつをもらいます。その後、放課後子供教室に参加していただけます。

Q35 放課後子供教室と児童会の両方を利用する場合は、どのような流れになりますか？

A 児童会と放課後子供教室の両方を同日に利用する場合は、下校後児童会に登室し、支援員が連絡帳を確認します。連絡帳に、放課後子供教室に行くこと及び戻る時間を記入してください。

児童会を中抜け（※1）して放課後子供教室に参加し、その後、児童会に戻り、午後7時までの間、児童会で過ごすことができます。

※1 中抜けとは

「児童会室に登室した児童が習い事等のために、ランドセル等の持ち物を置いた状態で児童会室から外出し、習い事等の終了後は、原則として児童会室に戻る行為」をいいます。

Q36 放課後子供教室に参加後、児童会を利用することはできますか？

A できます。

児童会に入会している児童が放課後子供教室に参加する場合は、下校後児童会に登室し、中抜けにより放課後子供教室に参加することとなります。

なお、平日放課後子供教室に参加する場合は、児童会に登室後、速やかに放課後子供教室へ中抜けすることとなりますので、おやつを食べてから放課後子供教室に参加することはできません。

Q37 児童会に入会している児童が放課後子供教室に参加する場合、児童会への連絡は必要ですか？

A 児童会の連絡帳に「放課後子供教室に行くこと及び戻る時間」を記入していただく必要があります。

なお、放課後子供教室では児童会に戻る時間の管理は行いません。ご家庭で戻る時間について話し合ってください。

Q38 児童会を退会して、放課後子供教室に参加することはできますか？

A できます。

児童会を退会する場合は、「放課後児童会退会届」を児童育成課に提出すれば、翌月以降の退会となります。

提出締切日については、児童育成課へお問い合わせください。

なお、児童会と放課後子供教室の併用も可能です。